

令和8年度(令和7年分) 紙と支払報告書(総括表)【提出用】

追加
訂正 令和 年 月 日提出

①法人番号

③特別徴収義務者所在地 〒

④フリガナ

給与支払者の氏名又は名称

⑤代表者の職名、氏名

⑥連絡者の係、氏名、電話番号

TEL

⑦会計事務所等の名称、電話番号

TEL

※備考

2月2日までに提出してください。

②指定番号

⑧納入書送付の要否

要・否

⑨受給者
総人員

人

特別徴収
(給与天引)

人

⑩報
告
人
員

人

普通徴収
(退職者)

人

普通徴収
(退職者)
を除く

人

合計

人

⑪所轄税務署

税務署

普通徴収切替理由書

読谷村長 宛

令和 年 月 日 提出

特別徴収義務者指定番号

特別徴収義務者名

※切り離して提出してください。

個人住民税(村・県民税)を給与から特別徴収できない方(下記事項のいずれかに該当する方)については、給与支払報告書摘要欄に該当記号(a~f)をご記入ください。

下記事項に該当しない方は、法の規定により特別徴収となります。

該当記号	普通徴収への切替理由 (下記6項目以外の理由は不可)	人数
a	常時2人以下の手伝いさんなどの家事使用人の事業所	人
b	給与の支給期間が1月を超える者 (給与の支払が不定期な場合を含む)	人
c	退職者又は休職者 (5月31日までに予定している者を含む)	人
d	給与額が少なく税額が引けない者	人
e	他の事業所で特別徴収される者(乙欄適用者)	人
f	事業専従者(青色申告者の専従者は除く)	人
普通徴収申請者 合計人数		人

※給与支払報告書に退職日及び摘要欄に該当記号の記入がない場合は、特別徴収となります。

(読谷村提出用)

(読谷村提出用)

※ 給与支払報告書 記入の際の注意点 ※

- ① 住所欄…令和8年1月1日現在の住所又は居所を記入してください。1月1日の住民登録と異なる場合は、現住所の下に（ ）書きで住民登録の住所の記入もお願いします。

② 控除対象配偶者の有無…配偶者の令和7年中の合計所得が58万円以下の場合該当します。配偶者が70歳以上（昭和31年1月1日以前生まれ）の方は、老人欄にも○を記入してください。

③ 配偶者特別控除…配偶者の令和7年中の合計所得が58万円を超える場合該当します。その場合は、配偶者の合計所得金額を⑪欄に記入してください。

④ 特定扶養親族…平成15年1月2日～平成19年1月1日生まれの扶養親族の数。

1. 上記の内、合計所得が58万円以内の場合は「特定」へ、58万円超え123万円以下の場合は「特親」へ人頭数を記入してください。

2. 「特親」に該当する場合は、特定親族特別控除額を -2に記入してください。

⑤ 老人扶養親族…昭和31年1月1日以前生まれの扶養親族の数。その扶養親族が同居の場合、その人頭数を「内」にも記入してください。

⑥ その他扶養親族…配偶者・特定扶養及び老人扶養親族以外の控除対象扶養親族（平成22年1月1日以前生まれ）の数。

⑦ 16歳未満扶養親族…16歳未満（平成22年1月2日以降に生まれた者）の扶養親族の数を記入してください。

⑧ 障害者の数…②～⑦の扶養親族で障害の方がおりましたら、この欄にも人頭数を記入してください。「内」欄には特別障害者のうち、同居の方の人数を記入してください。

⑨ 生命保険料の控除額…必ず⑫～⑯該当するものすべての生命保険料支払額を記入してください。

⑩ 地震保険料の控除額…平成18年末までに契約した長期損害保険料の支払額がある場合は、⑯欄に旧長期損害保険料の金額を記入してください。

⑪ 配偶者の合計所得…給与の場合は給与所得控除を引いた給与所得、公的年金なら公的年金控除を引いた年金所得、雑収入なら必要経費を引いた雑所得、これら全ての所得を合計したもの。※収入ではありません。

⑫ 摘要欄の記入事項

1. 中途就職者で、前職分も含めて年末調整された場合は、前職場名・給与支給額・社会保険料・源泉徴収税額も記入してください。

2. 控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が5人以上いる場合は、5人目以降の氏名を記載してください。その際は氏名の前に括弧書きの数字を付けて⑯欄の5人目以降の個人番号（マイナンバー）との対応関係が分かるようにしてください。（※扶養親族のうち、16歳未満の扶養親族の氏名は「〇〇（年少）」と記入してください。）また、別居している扶養親族については、その方の住所・生年月日も記入してください。

⑯欄に記載した5人目以降の扶養親族の個人番号を記入してください。個人番号の前に括弧書きの数字を付けて⑯欄に記入した氏名との対応関係が分かるようにしてください。

⑭ 本人欄…未成年者・乙欄適用・障害者・寡婦・ひとり親・勤労学生・死亡退職等該当する場合、項目に○を記入してください。

⑮ 中途就・退職…年内に就職と退職の両方がある場合は最新の年月日を記入してください。

⑯ 源泉徴収税額…年末調整した後の所得税と復興特別所得税の合計額を記入してください。住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合は、控除後の所得税と復興特別所得税の合計額となります。

⑰ 住宅借入金等特別控除が算出税額を超えるため、年末調整で控除しきれない控除額がある場合は、住宅借入金等特別控除可能額を記入してください。